

第 8 3 回
近江八幡市安土町地域自治区地域協議会
会議録

近江八幡市安土町地域自治区地域協議会事務局

第 83 回（平成 29 年度第 2 回）
近江八幡市安土町地域自治区地域協議会 次第

日 時：平成 29 年 5 月 25 日（木）午後 1 時 30 分

場 所：安土町総合支所 3 階旧議員控室

1. 開会

2. 経過報告

3. 報告事項

①市庁舎整備にかかる安土町総合支所への移転について（市庁舎整備推進室）

資料 1

②環境エネルギーセンターへのごみの搬入状況について（環境課）

資料 2

③安土学区まちづくり協議会・老蘇学区まちづくり協議会の活動状況について
安土学区 善住委員、老蘇学区 澤 委員

参考 1

4. 協議事項

市議会議員との意見交換会について

5. その他

（連絡事項等）

次回会議運営部会は、 6 月 6 日（火） 午前 9 時 30 分から

6 月定例会は、 6 月 22 日（木） 午後 1 時 30 分から

6. 閉 会

会議録

●会議の名称	安土町地域自治区地域協議会 第 83 回（平成 29 年度第 2 回）定例会
●開催場所	近江八幡市安土町総合支所 3 階旧議員控室
●開催日時	平成 29 年 5 月 25 日（木） 13:30～15:30
●出席者 （委員等） （事務局） （説明者等）	安田惣左衛門会長、茶野初美副会長、可須水弘美委員、小杉稔委員、澤秋男委員、善住元治委員、仙波謙三委員、中澤栄子委員、矢場義章委員 地域協議会事務局 安土町総合支所住民課…大林地域自治区長 万野理事、重田参事、助野副主幹、矢野副主幹 市庁舎整備推進室…小林室長 環境課…中嶋課長補佐、小島主事
●議題及び議事	報告事項 市庁舎整備にかかる安土町総合支所への移転について（市庁舎整備推進室） 環境エネルギーセンターへのごみの搬入状況について（環境課） 協議事項 市議会議員との意見交換会について
事務局	第 83 回安土町地域自治区地域協議会を開会いたします。開会に際しまして安田会長よりご挨拶賜ります。
会長	（あいさつ）
事務局	続きまして、大林区長がご挨拶申し上げます。
事務局（区長）	（あいさつ） 総合支所所管の事業について経過等の報告をさせていただきます。皆様にも今日までいろいろとご意見、ご議論いただきました「悠々元気園」の施設の件ですがご承知のように、この 3 月末日をもちまして運営を終了いたしました。同施設の利活用につきまして、結論的には障がい福祉の方々がご利用していただけることを前提に「共同生活支援・グループホーム利用定員 10 名を 3 棟」と「生活介護、利用定員 20 名」、「就労支援 B 型、利用定員 20 名」、「短期入所、利用定員 4 名」、「障がい児の相談支援」等の機能を兼ね揃えた施設として利活用できるのか、現在 6 月 20 日を期限日として福祉子ども部障がい福祉課が発注主体となり、調査をしていただいております。 その結果を踏まえ、後日に詳しい内容を協議会の皆様にご報告させていただきますので、宜しくお願い致します。 このことに関連いたしまして、この間、可燃ごみ等の焼却熱を活用する「健康ふれあい公園プール棟」を市内竹町地先に建設しておりましたが、先般 5 月 15

日に竣工いたしまして、6月1日にオープンいたします。同施設の中身を見ますと、悠々元気園もそうでしたが、それ以上にいろいろなトレーニングルーム、温水プール、学習施設等を整備されオープンの運びとなったと聞き及んでおります。同施設への公共交通として赤こんバスが立ち寄るコースを設定いただいています。6月1日以降の状況等も踏まえまして、利用者の利便性が増すように各担当部局において検討していただいております。

本日は、新庁舎の整備に伴います総合支所の仮庁舎化につきましても、後程、詳しくは担当部局から説明がございますので、ご理解とご協力を賜りたいと思っています。

事務局

ありがとうございました。

本日の会議につきまして、横川委員から、会長あてに欠席の連絡がございました。また、宗野アドバイザーから、会長あてに欠席の連絡がございました。宗野アドバイザーにおかれましては、「会議内容等で疑問点が生じましたら、相談いただいで後日意見・回答させていただきます。」とのご伝言がございました。

「近江八幡市及び蒲生郡安土町の廃置分合に伴う地域自治区及び地域自治区の区長の設置に関する協議書」第11条第3項の規定に基づき、本協議会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

これより議事に入らせていただきます。議長は、同協議書の規定に基づき安田会長にお願い申し上げます。

会長

規定に基づき、議長を務めます。なお、会議は15時30分までに終了を予定しておりますので、円滑な議事運営にご協力をお願いいたします。

会議次第に基づき、前回(4月19日)の定例会以降の地域協議会の活動について、経過報告を行います。

広報編集部会の活動について、広報編集部会長から報告願います。

広報編集部会長

6月1日付けで地域協議会だより第42号を発行し、市広報誌6月1日号と同時に全戸配布を予定しております。

なお、本定例会終了後、7月1日付けで発行する第43号の企画について、広報編集部会を開催しますので広報編集部会員の皆様は宜しく願いいたします。

会長

ご報告いただきました広報編集部会の内容について、ご意見、ご質問等ありませんか。

無いようですので、5月10日開催の会議運営部会の活動について報告します。当初、報告事項として「独り暮らし高齢者への支援の現況」について担当課である長寿福祉課、介護保険課よりご報告いただく予定でしたが、両課から他の用務と日程が重なり出席できない旨の連絡がございました。この件に関しては、再度

日程と内容等を精査し検討のうえ対応したいと考えておりますのでご了解願います。

故に、報告事項の1点目として「市庁舎整備にかかる安土町総合支所への移転について」、2点目として「環境エネルギーセンターへのごみの搬入状況について」、担当課に報告をお願いしました。3点目は「安土学区、老蘇学区のまちづくり協議会の活動状況について」ご報告いただきます。

協議事項としては、「安土地域在住の市議会議員との意見交換会について」でございます。今後どのような過程で進めて行けばよいのか、昨年度も委員からご意見のありました「恵那市の地域協議会の例」等々も参考に取り組みべき方向性を検討したいと考えております。

以上が、会議運営部会で検討いたしました内容でございます。部会の内容に関して、ご意見・ご質問等はございますか。

無いようですので、会議次第に沿って次の議事に入ります。

なお、意見箱の意見でございますが、今般は0件でございました。

それでは、「市庁舎整備にかかる安土町総合支所への移転について」市庁舎整備推進室からご報告いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

市庁舎整備推進室

市庁舎整備推進室の室長です。地域協議会の皆様には地域の各般に亘りましてお世話になっております。この場をお借りしましてお礼申し上げます。

市庁舎の整備について、現在の進行状況をお話しさせていただきます。市庁舎整備推進室では新庁舎の建設に向けて昨年度、基本設計・実施設計業務委託を発注しまして、先般3月25日に基本設計の報告会を開催させていただきました。約160名のご参加がございました。

資料の「市庁舎整備通信」に基本設計の概要を載せさせていただいておりますが、5月15日付け市広報誌と同時に全戸配布させていただいたものです。現在、実施設計をさせていただいておりますが、基本的なコンセプトをさらに精査しながらコストバランス等の多角的な視点から実施設計を仕上げたいと考えております。

市庁舎の整備については、お話しさせていただく機会がもっと設定できると皆様には詳細な情報がもう少しうまくお伝えできるのではと考えております。

本日、こうした機会をいただけたことに感謝しております。庁舎建設の始まりは、皆様ご承知のとおり平成7年の阪神淡路大震災、その後の平成16年の新潟中越地震以降、国を挙げて公共施設の耐震化の調査が行われました。当時、旧安土町も、旧近江八幡市も、対応しなければならないということで、旧近江八幡市については現庁舎の耐震診断を平成18年に実施しました。その結果、震度6から7程度の地震において倒壊または崩壊の危険性が有るという判定結果が出ました。

その後、平成23年東日本大震災、去年平成28年熊本地震、鳥取県中部地震、

と震度 7 前後、震度 7 を超える地震が発生しております。全国的な喫緊の課題として耐震に対する強化、防災・減災の対策について行政が対応しなければなりません。現庁舎が建設されて 40 数年が経過しまして耐震の観点だけではなく、省エネの観点につきましても非効率であるとの結果も出ております。

そして、平成 22 年に市町合併をさせていただきまして、新市基本計画にも「新市に相応しい公共施設を設置することを検討する。」ことが掲げられております。このような背景の中、平成 22 年度には旧安土町の職員、旧近江八幡市の職員が交えまして本庁の定期点検等を参考に庁舎整備の諸資料を作成し、庁内職員の中で「庁舎整備研究会」を設置しまして、本格的な庁舎整備についての議論が始まりました。

そのことに並行しまして、当然職員だけの論議で庁舎整備を進められるものではございませんので、平成 28 年 2 月に基本計画を作成させていただくまでに 6 年間に費やしたのでございますが、その 6 年間の間に市民の皆様、学識経験者、各界の代表者、地域代表者の皆様方を交えて各種委員会を設置させていただきました。

庁舎建設といいますと 50 年に一度、今では公共施設に対しても長寿命化の観点が必要でございますので 100 年に一度というようなスパンで考えることが大切でございます。

この間シンポジウム、フォーラム等を開催し、情報の共有化を図りオープンな中で取り組んで参りました。市議会におきましても平成 24 年度に「市庁舎整備等特別委員会」を設置されまして、この 4 年間に 20 回以上同委員会を開催されてご議論いただいております。

今般、基本設計ということで、ほぼ方向性が決まってきたかなあというところでございます。現庁舎の場所で建設をするという方向でございますので、現庁舎の周辺施設を先ず解体しなければならないため、一時的に一部の部署を移転する必要があります。

現在、市庁舎整備推進室、管財契約課、総務課、総合支所等々で構成する「解体部会」を設置し議論を深め「移転の計画」を作成させていただき、今回この運びとなった次第でございます。地域協議会の皆様にご了承をいただきたくご説明に上がりました。

移転の方針としましては、新庁舎を建設するまで 2 年程度の時間を要することから、その間、市民の皆様の利便性の観点から移転する部署を最小限にし、市民サービスが極力低下しないことを念頭に考えさせていただきました。一般的な市民の個人的な手続き等に関しての窓口部署については現庁舎の中に入ってもらい、例えば業者さんの手続きや団体の長がよくお見えになれる都市整備部、産業経済部を今回総合支所にお邪魔したいなということで計画させていただきました。

住民課はこのまま総合支所で業務していただきますので、総勢 100 名近い職員

が総合支所で業務していただくこととなります。総合支所の1階と2階のフロア一全てを活用することとなります。総合支所への引っ越しの時期につきましては、8月11日(金)の山の日(祝日)で12日、13日が土曜日・日曜日の閉庁日で、14日(月)、15日(火)、16日(水)は省エネの観点で一部閉庁する3日間です。でかく併せて6日間の中で引っ越し作業の全てを完了したいと考えております。

会長

ありがとうございました。

只今、市庁舎整備推進室長から総合支所への移転に伴います、具体的な部署等についてご説明がありました。委員の方から何かご質問、ご意見等ございますか。

委員

現在の直通電話については、どうなりますか。

市庁舎整備推進室

電話については、現在使っている電話番号と変わらない。移転後も同じ電話番号を使う仕組みをとらせていただきます。

6月1日号市広報誌の裏面に「引っ越し移転をします」ということのお知らせをさせていただいて、7月1日号市広報誌の折り込みに「市庁舎整備通信9号」を入れさせていただき、市民の皆様にお知らせしたいと考えております。

会長

他にございませんか。

副会長

職員も、本庁に来庁されていた方も、総合支所に来られる方がすごく増える訳ですよ。

都市整備部とか皆こちらに来られる訳ですね。

市庁舎整備推進室

例えば、開発の関係の業者が来られることとなります。農業委員会、農業振興課ですと農業従事者の方は本庁の方に相談に行っておられますが、総合支所に来られることとなります。

副会長

住民課には、主に安土地域の方が来られていますが、近江八幡市全体の方が住民課に来られる訳ではないのですね。

市庁舎整備推進室

市民課、保険年金課、税務課は、本庁の1階に残りますので今までどおりです。但し、都市整備部、産業経済部に関連して住民課で手続きされる方が増えることが想定され懸念しております。そのような問題は状況を見て、今度は組織の問題になりますので、2年間程の間で、住民課の職員数の増を要求しないといけなるとなると、総務課、人事部門で検討してもらうことを考えています。

委員	<p>駐車場ですが、職員が 100 人程度来られると、来庁される市民の皆さんの駐車場は別に確保されるのですか。</p>
市庁舎整備推進室	<p>総合支所敷地内での駐車可能なスペースは約 200 台、内、市社協安土支所が 40 台程度使用されますし、安土保育所分園が 20 台程度使用されます。公用車が 30 台程度なので、残り 110 台程度の駐車が可能と考えております。</p> <p>職員 100 人全員が自動車通勤すると想定した場合でも、旧給食センターにも 40 台程度の駐車可能なスペースがあり、職員の半数が旧給食センターに駐車しますと来庁されます市民の皆様には 50 台程度のスペースを確保できると考えております。</p>
会長	<p>他にございませんか。無いようですので、市庁舎整備推進室の説明を終わりたいと思います。それでは報告事項の 2 点目ですが、「環境エネルギーセンターへのごみの搬入状況について」環境課より報告をお願いします。</p>
環境課	<p>環境課課担当です。皆様ご存じのとおり 4 月 1 日から安土地域のごみは全て近江八幡市環境エネルギーセンターへ持ち込まれ処理しておりますが、それに先立って 2 月上旬から 3 月上旬まで、ほぼ毎週土曜日・日曜日使わせていただいて延べ 24 箇所の自治会館、公民館、集会所あるいは自治会館をお持ちでない自治会につきましては安土コミセン、老蘇コミセンを使用させていただいて住民説明会をさせていただきました。</p> <p>中には「説明会は不要で、資料だけください」という所もありましたが、ほぼ安土地域の自治会の 8 割以上の所で実際住民の方々と膝を突き合わせて住民説明会を開催させていただきましたが、出し方等において若干周知徹底が行き届いていない点も見受けられますので、その点も踏まえて説明いたします。</p> <p>(資料に基づき説明)</p> <p>1. 4 月 1 日から現在まで今のところ大きな苦情等は入っていません。ほとんど粗大ごみの回収が廃止となった件の問い合わせ、あるいは処理の方法についての問い合わせが数件入りました。</p> <p>3 月 31 日までは中部清掃組合に持ち込むためには搬入許可書が必要でしたが、不要になったこと、エネルギーセンターはゴールデンウィークや土曜日でも休まず稼働していることから、平日休暇を取得しづらいサラリーマン世帯が利用しやすくなったとの声を聞いています。</p> <p>2. 平成 29 年度 4 月分の家庭ごみの収集量について（委託業者による収集量のみ計上）昨年の 4 月と比較すると、可燃ごみ、不燃ごみは減少傾向。逆に缶類、びん類は増加傾向です。減少、増加等の原因については不明です。</p>

3. ペットボトル、スプレー缶等、ビン類に掛かる出し方の周知、啓発について
4月下旬より防災行政無線でペットボトルとビンの出し方等について周知する放送を流させてもらいました。一部放送の内容を巡って混乱されていることを、直接環境課でお聞きしています。内容が分かりにくい放送であったということでお詫び申し上げたいと思います。その点につきましては回覧文書等で周知を図りたいと考えています。

○ペットボトル

出し方のルール「ラベルをはがし、キャップを取り、中を水洗いして出す」

“ラベルをはがす”ルールが4月の収集で徹底度合の地域差がかなり大きかったため、4月15日の安土学区、老蘇学区の自治連合会議で説明し、徹底の依頼をし、その場で周知文書の回覧のお願いをしました。

○スプレー缶、カセットコンロ用ガスボンベ

出し方のルール「中身を使い切り、穴を開けて、資源ごみの“缶類”として出す」
5月の不燃ごみ収集分で“穴の開けられていないスプレー缶、ガスボンベ”が多数発見されましたので、市広報誌6月1日号配布に合せて回覧文書を各自治会に配布します。

○ビン類

出し方のルール「キャップを取り、中を水洗いして出す」

はがしやすいビニール製のラベルが付いているビンが増えてきています。そういうビンにも関わらずラベルが付いたままということもありますので、市広報誌6月15日号配布に合せて回覧文書を各自治会に配布します。はがしやすいラベルについてはできる限りはがしていただきたい。ただし、紙製のラベルについては取りにくいものが多いので、取れる範囲で取ってください、ということをお願いしたいと思います。

今後も回覧文書等を使いまして、改めて周知徹底を図りたいと考えています。

会長

有り難うございます。ただいまの環境エネルギーセンターへのごみの搬入状況について説明が有りましたが、何かご質問、ご意見ございますか。

委員

ペットボトルのキャップを外すのは判るのですが、もう一つ下にプラスチックが付いていて、それを取らないといけないと言う人がいるのですが、どうですか。

環境課

取らなくて良いです。取れないので、取る必要が無いです。

委員

取っている人がいるのですが。

環境課

そこまで我々はお願ひしていません。ビンの紙製ラベルより遥かに大変だと思

います。取っていただく必要はございません。

委員 潰してある缶はどうなりますか。出してよいですか。

環境課 はい、そのまま出してください。

委員 ビン類ですが、ラベルを「できる範囲で取ってください」とか、そういう表現は困るのです。東老蘇ですが、きれいにラベルをめくってあり、きっちり区別してあるのです。中途半端に、できる範囲のものを出そうと思っても、出せないのです。あんまりきれいにみんながめくってあるので。出しようがなくて困っているのです。写真を付けて「この辺までなら大丈夫」とかしてもらえないか。

環境課 そういうご意見も有りますが、「きれいにしないと出してはいけません。」とすると全部燃えないごみに出されてしまいます。燃えないごみに出されたら、それは焼却灰とともに最終処分場に埋め立てられることとなります。ただでさえ最終処分場は1回作れば、なかなか作るのが難しい施設です。いかに延命するか、というのも我々行政の責務と考えています。計画量以上の埋め立てごみが増えれば増えるほど、最終処分場の施設としての寿命が短くなります。

リサイクルできるものはリサイクルしたいという思いが有り、このような書き方をさせていただいています。「絶対出してはいけません。」とすると必ず燃えないごみに出されます。

実際に「自治会の掃除当番の方から強制されている。こんな強制のされ方するのなら、燃えないごみで出します。」と言われるお年寄りが結構多くおられます。担当が「出してもいいよ。」と言っている、そういうところがあり、「できる限り取ってください。」という表現で回覧を回そうと考えております。自治会としてはお困りかもしれませんがご理解とご協力をいただきたいと思えます。

会長 ビンの再生業者は、ラベルは熔融時に燃えてしまい案外支障が無いと考えておられるのではないですか。

環境課 実際にはビンを砕かれます。砕いて洗浄して水で浮いているプラスチックとか取られます。湖南市の「東洋カレット」という業者に買い取っていただいております。不純物が多ければ多し程、会社として採算が取れないと聞き及んでおります。

業者に不要な物を押し付けるという形になりかねません。できる限りのことは手を尽くそうということをお願いしております。

会長 「資源ごみ」と名が付いていますが、有価で買い取っているのでしょうか。

環境課 全て有償で買い取っていただいております。歳入という形で処理させていただいております。仮に廃棄物としてお金を払うと逆有償で違法になります。逆有償は廃棄物処理法により認められません。故に「資源ごみ」と言わせていただいております。

会長 他にご意見、ご質問ございませんか。

委員 定着しつつも、問題点とか出て来ると思うので、小まめに広報とか提供していただくのと有り難いので宜しくお願いします。

環境課 1年間通して、計画的に啓発して行こうと思っています。住民説明会が実際に2月上旬から3月までの、1カ月あまりでやり方が変わっていますので、当然、家庭の中でも地域の中でも混乱するというのは我々も想定しておりました。
広報の仕方も一度に大量の情報を流すのでなくて、小出しで順番に啓發文書を用いて周知徹底を図りたいと考えております。

委員 自治会未加入の方、アパートや団地など結構ありますが、その場合の周知方法はどうかされますか。

環境課 アパート等はポスティング、そしてアパート等の管理会社にも同じものを送らせていただいております。管理会社からも周知徹底をお願いしております。
一戸建で自治会未加入の方については殆ど把握できてないのが現状でございます。

委員 教えて欲しいのですが、乳白色のビンとは何ですか。

環境課 例えば「オロナイン」の入っている真っ白のビンです。光を一切透過しないビンがあるのですが、薬品でわざと変色させているビンでしてリサイクルに向かないため、燃えないごみとして出していただいております。

委員 最初の学区の連合自治会、区長会で寄った時に環境課から説明に来てパンフレットをもらってそれを回覧しました。例えば常楽寺の場合は全戸配布でチラシをコピーしました。回覧では忘れられるので全戸配布しました。

会長 電池は不燃ごみ扱いで埋め立てるのですか。

環境課 野村興産という蛍光管と電池をリサイクルしている業者が北海道に有ります。

外側の金属は当然金属ですし、中は炭素で全てリサイクルしております。蛍光管は水銀まで抽出して大学の研究室に卸ルートまで全て確立されている業者です。環境省が認定している全国規模のサイクル業者ですので、同社に処理をお願いしております。

会長 ライターは不燃ごみですか。

環境課 金属部分は金属でリサイクルできますが、プラスチックだけは実際燃やしています。

会長 持って帰ったライターは、手で仕分けされるのですか。

環境課 はい、エネルギーセンターの中で仕分けをしています。

副会長 ライターと乾電池は同じ籠に入れてよいのですか。

環境課 同じ籠で大丈夫です。

委員 鳥が死んでいたら鳥インフルエンザの関係が有るのですが、基本は屋敷内の者が対応ですか。

環境課 基本は土地の所有者が対応です。鳥インフルエンザは1羽ですと、ほぼ心配ありません。変わった鳥なら通報してもらわないといけません、特に心配してもらわないといけないのは水鳥です。カラスやハトは1羽ですとほとんど心配はありません。どうしてもということでしたら、取りに行きますので。手数料条例で敷地内の小動物の死体を市に委託して処理をする場合、手数料をお支払いただければ職員が行って対応させていただきます。

事務局 鳥インフルエンザの場合は水鳥も大量に集団で死んでいると東近江振興局の方に通報していただく必要があります。

会長 他にございますか。それでは、「環境エネルギーセンターへのごみの搬入状況について」報告は以上とさせていただきます。ありがとうございました。
最後の報告事項です。「安土学区まちづくり協議会と老蘇学区まちづくり協議会の活動状況について」です。
安土学区について委員より、報告をお願いします。

委員 (報告)

主な行事

経過 5月14日 市民野球・バレーボール大会
5月21日 市民野球大会（準決勝・決勝）
予定 5月30日 信長まつり協議会 自治会長（武者）向け説明会
6月4日 第33回あづち信長まつり

会長

只今の報告について質問ございませんか。無いようですので、続いて老蘇学区の報告をお願いします。

委員

（報告）

主な行事

予定 5月27日 老蘇まち協定期総会・基調講演「100名城 観音寺城」
6月3日 ホタル観賞会
6月4日 第33回あづち信長まつり
6月17日 第6回ろっ骨エクササイズ カキラ

会長

只今の老蘇学区の報告で、ご意見ご質問ございませんか。

委員

5月14日に市民野球・バレーボール大会が有りますが、バレーは老蘇さんも来ておられましたけど、記入がありません。去年は老蘇さんが優勝でした。

事務局

老蘇は軟式野球に出場されていました。

委員

ホタルの鑑賞会はどこでされますか。

会長

元気園の近くです。老蘇コミセンに集まって、現場は元気園の方です。時期が難しいのです。育てようと思ったら、3月の末ぐらいから川の土を上げるとだめなのです。川を触ると、掃除するとだめなのです。川掃除を早めにして置いてあげないと蛹が残れないのです。蛹が残って脱皮したのがホタルですので、その環境を作ってあげないとホタルは脱皮ができないのです。

委員

昔はよく家の所までホタルが来ていたのですが。ホタルはあまり見かけない。

副会長

遅い時間は見られないですか。

会長

あまり遅い時間はだめです。せいぜい8時30分、9時までです。風が吹くとだめとかあります。老蘇コミセンから墓を超えて、農道を元気園の一つ手前の川

辺り。内野の営農組合から元気園ぐらい、その間です。タイミングが難しく毎
年老蘇でされていますが、1週間はずれています。最近蒸し暑かったので今年は
早いかもしれません。詳しくは老蘇コミセンにお問い合わせをしてください。
では、次の協議事項に移ります。「市議会議員との意見交換会について」、事務局
のお考えは、どうですか。

事務局

時期については年2回程度、秋に11月頃、冬に1月頃でいかがでしょうか。
テーマについて有意義なものにするために現状の地域課題から1つ、2つを挙げ
られてはいかがでしょうか。

会長

その辺りのヒントになれば良いのですが、宗野先生から参考になるお話はあり
ましたか。

事務局

先日、滋賀大学経済学部を訪問し宗野アドバイザーと面談させていただきました。
先ずもって事務局から4月定例会の未定稿の議事録と5月会議運営部会の要
旨に基づき現況について説明をいたしました。

続けて、事務局から本協議会が平成24年度に先進地視察いたしました合併特
例法に基づき設立された岐阜市柳津（やないず）町地域自治区が、平成28年3
月31日に10ヵ年間の期間を満了され終了されており、終了後の状況を再度視察
する件と、平成26年度に先進地視察いたしました地方自治法に基づき設立され
た恵那市に再度視察する件についてのご助言を伺おうと考えておりましたが、宗
野アドバイザーにおかれては講義等の合間を縫ってのご対応でもあり、ご多忙の
中4月、5月の定例会に出席できなくて申し訳ない旨と、6月定例会等において
協議会の皆様にお話ししたいとのことでございました。

会長

宗野アドバイザーからのお話は今の内容の状況です。市議会議員との意見交流
のテーマとなると何をというとなかなか難しいと思います。我々の考えを各市議
会議員の皆さんにも関心を持っていただきながら、その内容を検証する機会、意
見交換になればと思っております。

先進地視察の件も大切ではありますが、少子高齢化社会をむかえ自治、地域づ
くりの制度・仕組み等を考えることが重要であると思います。

雑談ですが平成27年度に「まち・ひと・しごと戦略会議」というものがあり、
6つの部会で、その中に「地域活性化・都市デザイン部会」という部会がござい
ました。その内容も参考にできればと思います。

委員

恵那市の仕組みの話も有りますが、安土学区まち協が正月の夢談義で「安土」
という超有名なブランドを使って「まちおこし」をするのはどうでしょうか。そ
うなると仕組みと言うよりも、「発想」、「アイデア」なのです。それと「ガーッ

と引っ張って行くリーダー」、理屈じゃないと思うのです。

例えば、島根県でどんどん若い人が集まっている例もアイデアです。「いかかですか」と、相談してできるものではない。今の近江八幡市の各まち協を見ても新しいアイデアが無いので、そういう所の先進地視察も良いと思います。

会長 夢談義を受けて、安土学区まち協はその後何かされましたか。

委員 安土学区まち協の地域振興部会が主催したのですが。その後、別に何もしていません。

会長 平成 27 年度の「まち・ひと・しごと戦略会議」の資料は、これからの方向性のまちづくりのヒントになると思います。

安土地域の文化、歴史、地域の生業等の観点を加えながら総合的な見地が大切です。そのためには引っ張って行く人、その人材の育成が大切だと思います。

先般、老蘇小学校の先生方とお話しする機会があったのですが、今後 10 年先には生徒数が減少するので、他学区からも通学区域にかかる弾力化に基づき生徒が来てもらえるようにしたい。来てもらうためには、老蘇らしい小学校を作り出すことで、親御さんが「こういう特色があって面白い、うちの子を通学させたい。」と思うような小学校を作ることによって過疎化が防げる。そのためにはどうすればよいか、先生方、学識経験者、まち協等の有志で話し合えたらと思っております。

委員 今回の信長まつりで商工会が楽市をされますが、安土地域の「地産地消」をテーマについて出店者を募っています。

副会長 柳津町は合併特例法で地域自治区を設置されたのですね。

会長 柳津町は安土地域と同じ合併特例法で地域自治区を設置されました。

副会長 安土地域の地域自治区は、あと 2 年しかない中で地域協議会としてはどのようにすべきか考えなくてはならないのですが難しい問題ですね。

事務局 ほとんどの単位自治会の自治会長が 1 年限りで交代される状況ですが、学区自治連合会が学区まち協と連携し一体となって纏めていく方向性も視野に入れて検討する必要があると思います。

事務局 安土学区、老蘇学区、両学区ともに他学区と比較しましても全然遜色の無い状況にあると思いますし、きりと輝くまちづくり活動をしておられます。

先程、委員が言われたように、今後一層まちづくりを推進して行く強いリーダー

ーシップが大切だと考えます。そのことを踏まえて考える必要があると思います。

その観点からも、柳津町は平成 28 年 3 月に地域自治区の期間が満了されており、その経過について再度視察に伺うことは意義があると思います。

副会長 参考として聞いておくと良いと思います。

委員 私もおっしゃったように、柳津町に先進地視察することで何か得られることがあるように思います。

委員 私も柳津町に行ってみる価値があると思います。

会長 地域と行政との窓口は自治連合会ですので、そのことも十分に考える必要があります。

副会長 先程から発言があるように、自治連合会とまち協がより協力できるように支援したいと思います。安土地域自治区が無くなると私達住民はどうなるのか、その場合まち協がより中心となっていく訳ですね。

地域協議会が無くなったら無くなったで、より一層まち協で一生懸命それぞれで考えていただけるということですね。

会長 今言われたことが一つの案だと思います。そうした場合に課題は何かということになると思います。

会長 本日の議事は以上といたします。事務局から連絡事項等がありますか。

事務局 1 点目としまして、第 82 回（4 月）定例会の会議録を委員の皆様にお配りしました。宜しく願いいたします。

2 点目は、先程、会長からお話のございました「近江八幡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」が平成 27 年 10 月に策定され冊子化されております。参考資料としてお配りできますよう手配いたします。

3 点目とは、本日の第 83 回（5 月）定例会の会議録を作成し、第 84 回（6 月）定例会の開催日までの早い時期にお配りできますよう努めます。宗野アドバイザーにもお届けできますよう努めます。

会長 最後に、6 月の会議運営部会につきましては、6 月 6 日（火）午前 9 時 30 分からといたします。

第 84 回（6 月）定例会につきましては、6 月 22 日（木）午後 1 時 30 分から

といたします。

では以上で、本日の会議を終了したいと思います。副会長から閉会にあたり一言お願いします。

副会長

(あいさつ)

【終了 15:30】

会議録作成

近江八幡市安土町地域自治区事務所

住民課 庶務グループ

TEL: 0748-46-3141 FAX: 0748-46-5320

E-mail: 390110@city.omihachiman.lg.jp